

第 2 節 組織・庶務

つがる西北五広域連合病院事業運営審議会規程

平成 24 年 3 月 30 日

病院事業管理規程 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例(平成 22 年つがる西北五広域連合条例第 4 号。以下「条例」という。)第 8 条第 3 項の規定に基づき、つがる西北五広域連合病院事業運営審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の目的)

第 2 条 審議会は、つがる西北五広域連合病院事業の運営について、病院事業の管理者の諮問に応じ、意見を述べる。

(委員の任期)

第 3 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審議事項)

第 6 条 審議会は次に掲げる事項について審議する。

(1) つがる西北五広域連合病院事業の運営に関すること。

(2) その他必要な事項に関すること。

(招集)

第 7 条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、この規程の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、病院事業の管理者が行う。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、病院運営部運営統括係において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。